

平成二十二年五月十四日受領
答弁第四三九号

内閣衆質一七四第四三九号

平成二十二年五月十四日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出民主党参議院議員会長の農地転用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出民主党参議院議員会長の農地転用に関する質問に対する答弁書

一及び四について

お尋ねに係る土地については、神奈川県を通じて事実関係等を確認したところ、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）等の関係法令に照らし、原状回復措置を講ずべきものであると認識しており、当該土地の所有者も当該土地を管轄する農業委員会の指導を受けて、当該土地について原状回復措置を講ずる意向であると承知している。なお、四の後段のお尋ねについては、鳩山内閣総理大臣の民主党代表としての見解に係るものであり、政府としてお答えする立場にない。

二について

お尋ねに係る土地の所有者は、当該土地を管轄する農業委員会の指導を受けて、当該土地について原状回復措置を講ずる意向であると聞いており、今後の状況を注視しつつ、本件が適切に処理されるよう対応していく考えである。

三について

地方税の個別の課税関係については、政府としては承知する立場にないことから、お答えすることは困

難である。